

[別紙1]

## 鳥取県星空ビジネス支援事業補助金 (星空活用商品開発支援事業)の事務手続きについて

### 1. 交付申請提出 (12月28日まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

### 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

\* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

### 3. 事業開始

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】  
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。  
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

### 4. 事業完了

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

### 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

#### ◎補助金の支払い

額の確定通知書記載の支払予定月末までに指定口座に振り込みますので、振込指定口座を口座振替依頼書に記載して提出ください。

資料提出・問い合わせ先 商工労働部・企業支援課  
鳥取県鳥取市一丁目220番地  
0857-26-7217 kigyou-shien@pref.tottori.lg.jp